

令和7年度総社市結婚支援事業企画及び運営業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的

結婚の希望がある独身者に対して、出会いと交流の機会を提供する。併せて、婚活を行ううえで役立つスキルを身に付けるためのセミナーを実施することにより、参加者の結婚の希望を叶え、本市の婚姻数の増加及び定住を期待するとともに、市外在住の参加者の移住促進や関係人口の増加を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 総社市結婚支援事業企画及び運営業務
- (2) 履行場所 総社市内
- (3) 履行期間 委託契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添「令和7年度総社市結婚支援事業企画及び運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額 1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 スケジュール

項目	日程・期限
公募開始	令和7年 5月 2日(金)
参加申込の受付締切日	5月15日(木)17時15分
質問締切日	5月20日(火)17時15分
質問回答(ホームページに掲載)	5月23日(金)
提案書提出締切日	5月28日(水)17時15分
書類審査(実施する場合)	6月 2日(月)(予定)
プレゼンテーション審査	6月 5日(木)
審査結果通知	6月 中旬
契約の手続き	6月 下旬

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 参加申込の受付締切日から審査結果通知の間に本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと(会社更生法にあっては更生手続開始の決定, 民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (4) 本業務に関し, 各種法令に基づく必要な許可, 認可, 免許等を受けていること(業務の一部を再委託する場合は, 再委託先が当該許認可等を受けていること。)
- (5) 民間企業, 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人やシルバー人材センター, その他の法人又は法人以外の団体等であり, かつ, 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 賦課されているすべての税(国税, 都道府県税, 市区町村税)を滞納していないこと。
- (7) 代表者又は役員等が, 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。
- (9) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載を行っていないこと。

7 プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年5月2日(金)から令和7年5月14日(水)17時15分まで
- (2) 交付方法

本市公式ホームページ内のページからデータをダウンロード可能。

*ホームページトップページ > くらし・防災・環境 > くらし・生活・相談 > 結婚支援事業 > 令和7年度総社市結婚支援事業企画及び運営業務 公募型プロポーザルのページを参照。

*トップページ お知らせ一覧にも掲載します。

8 参加申込手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し, 「6 参加資格」の要件を満たす者は, 次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

- (1) 提出期限 令和7年5月15日(木)17時15分まで(時間厳守・郵送の場合必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出書類
 - ①参加申込書【様式1】(押印必要)
 - ②法人等に関する調書【様式2】
 - ③委任状【様式3】(本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限

を委任する場合)(押印必要)

(4) その他

参加申込書を提出した者のうち、参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

(5) 提出場所 〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市総合政策部人口増推進課(総社市本庁舎4階)

(6) 提出部数 1部

9 質問回答

本業務に疑義がある者から、次のとおり期間を設けて質問を受付け、後日本市ホームページに回答を掲載する。

(1) 質問方法

「質問書【様式4】」により、「17 担当部署及び問い合わせ先」へ電子メール、FAX又は持参にて提出し、提出後は、必ず電話等で受信確認をすること。

(2) 質問期限 令和7年5月20日(火)17時15分まで

(3) 回答方法

提出された質問について、回答期限までにホームページに回答を掲載する。ただし、質問内容によっては、回答しない場合がある。

(4) 回答日 令和7年5月23日(金)

(5) その他 質問事項に対する回答をもって、本実施要領の補正をしたものとする。

10 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、プレゼンテーション審査会(以下「審査会」という。)への参加のため、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提出書類は、漏れの無いよう全て揃えて提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月28日(水)17時15分まで(時間厳守・郵送の場合必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出書類

ア 企画提案書の提出について【様式5】(押印必要)

イ 企画提案書【任意様式】

企画提案書に記載すべき事項については、次のとおりとする。

・事業全体の業務実施体制(業務の取組体制図など)

※他の業者等に再委託(下請けを含む。)を予定する場合はその旨も明記すること。

・業務に関する内容を表記したもの

※婚活イベント、婚活セミナー、広報、独自の提案などについて明記する。

・業務進行に関するスケジュール表

※企画提案書は、それぞれに商号又は名称を記入すること。

ウ 予定責任者の経歴等調書【様式6】

エ 見積書【様式7】(押印必要)

- ・見積限度額を超える見積書を提出したものは選定しない。
- ・提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合には、選定しないことがある。

オ 見積書内訳明細書【任意様式】

- ・提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳(数量等を含む。)がわかるように作成すること。

カ 会社概要(会社パンフレット等でも可)

※提出する提案は、1提案者につき1案とし、提出後の追加及び変更は認めない。

(4) 提出場所 〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市総合政策部人口増推進課(本庁舎4階)

(5) 提出部数 正本1部, 副本6部

(6) 企画提案書の規格

ア 用紙サイズは、A4判に両面印刷とする。ただし、資料の作成上、A3判を利用したほうが確認しやすい場合は、A3判の利用も可とする。

イ 本文フォントサイズは11pt以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。

ウ 企画提案書のページ数は問わない。

エ 企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

11 審査会

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員会が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。

(1) 開催 令和7年6月5日(木) ※時間と場所は後日通知予定

(2) 所要時間 1提案者につき25分以内とする。

(提案者からの説明15分以内、審査委員からのヒアリング10分以内)

(3) プレゼンテーション順 提案受理の順

(4) その他

ア プレゼンテーションへの出席者は、2名以内とする。

イ プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書と同じデータのみを使用すること。

また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。

ウ パソコンの持込は可とする。本市のプロジェクター、HDMIケーブルを使用可能。

エ 出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

12 評価基準及び選考方法

(1) 選考は、本市職員等で構成した審査委員会を実施する。審査委員会は非公開とする。

- (2) 審査は別添の評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、その他の者は、評価点の高い順に第2位交渉権者以下の順位を決定する。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の協議により順位を決定する。
- (5) 評価点が、60点を下回る者は、交渉権者として選定しない。
- (6) 参加者が1者であっても、60点以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (7) 参加者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査により、上位4者程度を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。
- (8) 次の事項のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ア 定められた期限までに参加申込がされていない者
 - イ 参加資格に合致しない者
 - ウ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている者
 - オ プレゼンテーション審査に参加しなかった者
 - カ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - キ 見積書の金額が見積限度額を超えている者
 - ク その他、審査委員会において不適切と判断された者

13 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、審査会に参加した全員へ次のとおり通知する。

- (1) 通知 令和7年6月中旬
- (2) 通知内容
 - ①通知する者の得点
 - ②その他参加者(名称の無い状態)の得点一覧
 - ③優先交渉権の有無
- (3) 通知方法
参加申込書に記載したメールアドレス又はFAXにて通知を行う。併せてホームページに掲載する。
- (4) その他
選考結果等に関する異議等は一切受け付けない。

14 提出書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、総社市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。

15 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結することとなる。ただし、その者と合意に至らない場合、辞退した場合、又は12(8)の失格事項に該当することが判明した場合は、交渉権者としての順位に従い、順位の高い者から同様に交渉等を行う。
- (2) 本市と本委託契約の交渉をする者は、指定する期限までに下記の書類を提出するものとする。
 - ・国税納税証明書
 - ・岡山県税納税証明書(県外の事業者の場合は、所在地の都道府県の納税証明書)
 - ・総社市税納税証明書(市外の事業者の場合は、所在地の市区町村の納税証明書)
 - ・許認可証等の写し(行政庁の許認可等が必要な提案を行った場合)
 - ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (3) 契約保証金は、総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第17条第1項により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、同条第2項に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- (4) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。
- (5) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づきこれを適切に取り扱う必要がある。
- (6) その他契約に関する条項は総社市契約規則によるものとする。

16 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式8】を提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより本市が無償で利用できるものとする。

17 担当部署及び問い合わせ先

総社市総合政策部人口増推進課(本庁舎4階) 担当:白神
〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号
電 話:0866-92-8308
FAX:0866-92-8216
E-mail:jinkou-up@city.soja.okayama.jp